伊丹市立緑丘小学校いじめ防止基本方針

伊丹市立緑丘小学校

1. いじめ防止等のための基本方針の策定の経緯

(1) 本校の基本方針等

本校の教育目標「人間性豊かな、たくましく生きるみどりの子の育成」を達成するため、めざす子ども像として、「自ら考え、自ら学び、自ら行動する子」「自他ともに大切にする、温かく思いやりに満ちた子」「心身ともにたくましく、自立し、生き抜く子」の育成に取り組んできた。いじめのない風土づくりは、本校教育目標実現の根本をなすと考える。児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

(2) いじめ防止等のための基本方針の策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針(いじめ防止全体計画)を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立緑丘小学校の基本方針は、いじめ防止推進法(平成25年法律第71条)第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定)および、兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアル(平成29年8月)を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) いじめの理解

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃(インターネットを通じて行われるものを含む)を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(2) 本校教育への生徒指導の位置づけ

本校における生徒指導は、学校目標を達成していくための根本であり、規範意識を高める緑小しぐさ「あろは」等、日常的に学校教育のあらゆる場を通して、児童の基本的生活習慣や人格の形成の基礎を養うことをねらいとしている。

いじめの防止にあたっては、未然防止や事案への対応を組織的に行うことが、児童がより安心して学習に取り組める環境作りに繋がるものと考える。

そのために、日常の指導体制(いじめの未然防止や早期発見)、年間指導計画を作成することで、いじめ認知時の組織的対応を行うことができるように取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門 的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制の校内組織及び連携する関係機 関を別に定める。 [別紙1 校内指導体制]

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、それを見逃さないように、早期発見のためのチェックを行う。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止のために多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

[別紙2 年間指導計画]

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

[別紙3 緊急時の組織的対応]

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、文部科学省の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、 適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、伊丹市教育委員会に報告するとともに、校長の指揮の下、 学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及 び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

5 その他の事項

信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に積極的に努めてきた。いじめ防止等についても、家庭・地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開する。併せて、学校運営協議会やPTA総会をはじめ、緑丘小学校地区自治協議会、学級懇談会、個人懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。さらに、全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、 関係機関が、組織的に連携・協働する体制を構築する。

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場環境
- ・保護者・地域との連携

いじめ対応チーム

定期開催

【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、 学年教育相談担当、養護教諭 等

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- 年間指導計画の作成、実施、改善
- ・校内研修会の企画・実施
- ・アンケート結果、報告等情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮児童への支援方針

いじめ認知→早期解決

未然防止

- ■学習指導の充実
- ・学習における規律作り
- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業研究
- ■特別活動の充実
- ・学級活動の充実
- ・ボランティア活動への積極的参加
- ■教育相談の充実
- ■人権教育の充実
- 人権意識の高揚
- ■情報教育の充実
- ・情報モラルの指導の充実
- ■保護者・地域との連携
- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開・公開授業の実施
- ・地域行事への積極的参加

早期発見

- ■情報の収集
- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・児童・保護者・地域からの情報
- アンケートの実施
- ・各種調査の実施
- ・定期的な面談における情報(保護者)
- ■相談体制の確立
- ・相談窓口の設置・周知
- スクールカウンセラーの活用
- ■情報の共有
- ・報告の徹底
- ・職員会議等での全職員の情報共有
- ・要配慮児童の実態把握
- ・次年度への申し送り事項の徹底

年間指導計画 別紙 2

	職員会議等		未然防止・早期発見に向けた取り組み
	いじめ対応チーム		
4	指導方針・計画作成		学級づくり
月			
5 月		事案発生時	職員研修会
	保護者向け		授業参観
	啓発		
6 月			いじめアンケート
			小中連絡会
			個人懇談
7 月			
			地域清掃
8 月			児童理解研修会 人権研修会
			三校合同研修会研究・学力向上研修会
			地域清掃
9 月			
		いじめ対策委員会	
			授業参観
10 月			地域行事参加
11 月		-	いじめアンケート
12 月		職員会議	個人懇談
			就学前施設へ訪問
			从子 刖
1 月			 幼・保・小連携
			地域行事
			地域11 争
2 月			位 來 乡 知
			授業参観
			小中海级公
3 月	いじみ掛内エール		小中連絡会
	いじめ対応チーム		児童理解研修会
	本年度のまとめ		

職員会議等

・いじめ対応チームは、1ヶ月に一度児童の情報交換、 要配慮児童の観察などについて会議をする。

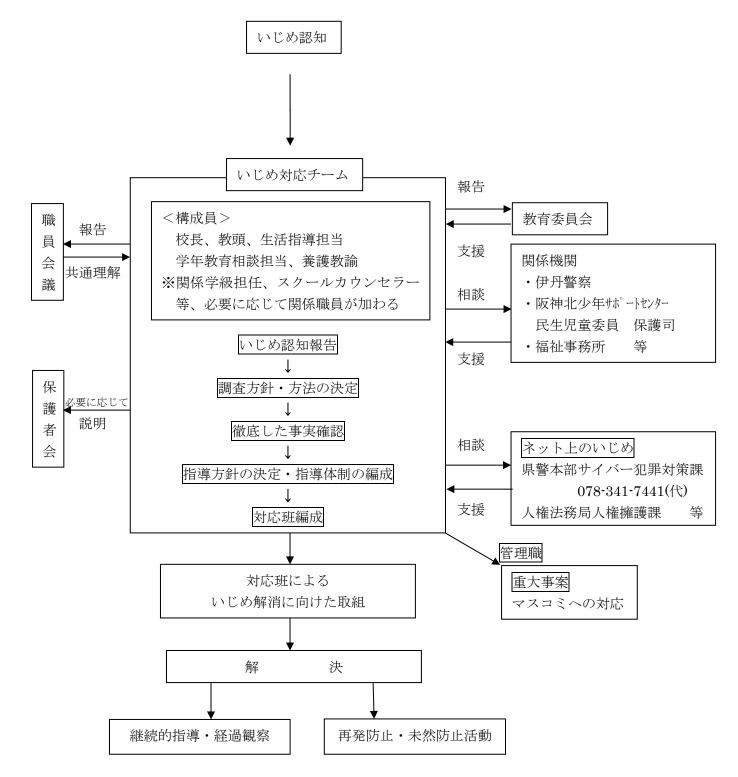
未然防止に向けた取り組み

- ・入学前に就学前施設との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づく りを進める。
- ・月に1回登校指導を実施する。
- ・地域の清掃活動やPTAの共 催行事に参加する。
- 朝のあいさつ運動を実践する。

早期発見に向けた取り組み

- いじめにかかるアンケートを実施。
- ・個人懇談だけではなく、児 童の日常の微妙な変化に対 応する。

緊急時の組織的対応 別紙3



- ■いじめを受けた児童やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。
 - ・いじめを発見した時は、ただちに関係者から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については 周辺児童からも状況を聞き取る。
 - ・必要に応じて、全校あるいは学年のアンケートを実施する。
- ■双方の保護者に説明をする。
- ■双方の保護者と関係職員を交えて、児童の関係改善に努めるとともに、傍観者への指導も行う。